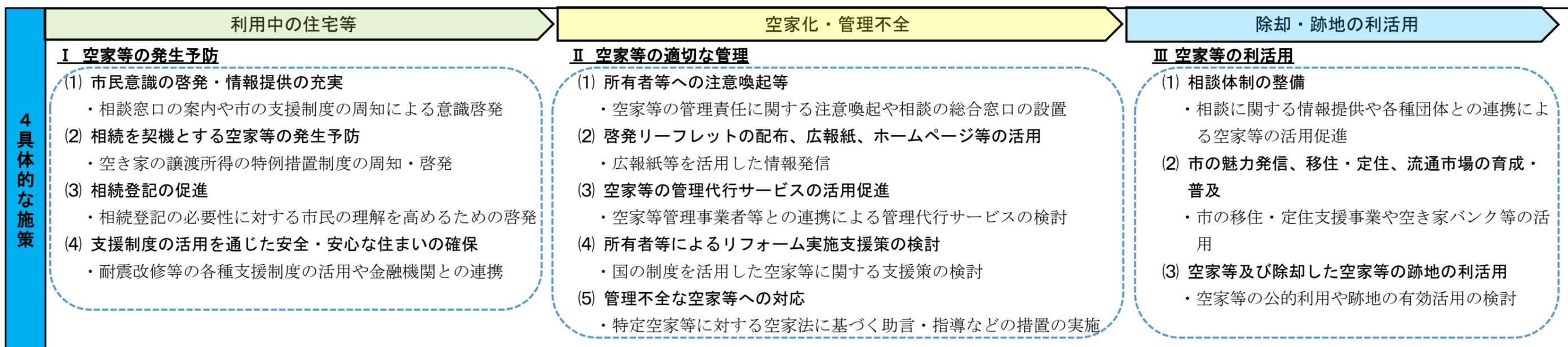


十和田市空家等対策計画【概要】

1 背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や高齢化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化などを背景に、空家等が年々増加しており、適切な管理が行われないまま放置されている状態の空家等が地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり早急な対応の実施が求められている。 今後、空家等の増加が見込まれる中、空家等対策を体系的にまとめ、効率的、効果的な対策による空家等の適正管理及び利活用の促進を図ることを目的に空家法第6条の規定に基づき「十和田市空家等対策計画」を策定する。 	2 空家等の現状等	<p>【空家等の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度空家等現地調査の結果では、市内全域で1,687戸の空家等が確認された。 市内5地区（三本木・大深内・藤坂・四和・十和田湖）の中では、三本木地区が1,122戸で、全体の66.5%（1,122/1,687）を占めている。 危険度の大きい空家等（ランクB・C）が占める割合の高い地区は、十和田湖地区で、29.1%（39/134）である。 <p>【空家等の課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 所有者等の高齢化や相続等の発生時に備えた事前の注意喚起、啓発等の取組の検討 所有者等が空家等に対する関心を高めるための情報提供や啓発等を充実させる取組の検討 所有者等の自主的な改善を促し、積極的な利活用の促進を図るとともに、空家等の解体費用の補助制度など、経済面での支援策の検討
--------------------	---	----------------------	---

3 基本的な方針	<p>空家等対策を効果的に進めるため、空家等の発生予防や適切な管理を行うとともに、空家等の利活用などの取組を実施する。</p>	【空家等対策の取組方針】	<p>3つの取組方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> I 空家等の発生予防 II 空家等の適切な管理 III 空家等の利活用 	【対象とする空家等の地区及び種類】	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の対象地区は、市内全域とする。ただし、他の地区と比べ、著しく空家率や危険度が高い等の理由により、空家等に関する対策を重点的に推し進める必要がある地区については、重点地区として定めることとする。 空家等の種類は、空家法に定める「空家等」及び「特定空家等」とする。 	【空家等の調査】	<p>平成30年度空家等現地調査の結果を空家等情報として整備し、町内会・市民等から寄せられた苦情・相談等の情報提供により更新等を行うとともに、さらに精度の高い空家等の実態調査の手法を検討する。</p>
				【計画期間】	<p>平成31年度（2019年度）～平成35年度（2023年度）</p>		



5 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> 市民及び所有者等からの空家等に関する苦情や相談窓口の設置（既設） ◆ 庁内推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 十和田市空家等対策協議会との連携 庁内関係部署との連携 ◆ 専門家、関係事業者団体との連携体制 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関、団体との連携を強め、双方の情報や機能を連携・補完 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国が創設する空家等対策の新規制度等への対応 <ul style="list-style-type: none"> 「空き家再生等推進事業」「空き家対策総合支援事業」等の効果的な活用を検討 他自治体で推進する先進的な対策事例等の情報収集による既存の支援制度等の見直しや助成等の実施を検討
-------------------	--	---